

(表3) 平成24年度 立入検査文書指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		1
	水道技術管理者	0
	布設工事監督者	1
	水道法第12条第1項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないとなっているが、貴水道事業においては、指名通知を明確に確認できなかった。今後は監督者を明確に指名すること。	
認可等に関すること		7
	認可	1
	水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、専用水道施設の移管を受けた際、取水地点を追加したにもかかわらず、認可を受けていなかった。早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。	
	各種届出	5
	水道法第7条第3項の規定に基づき、申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出なければならないとあるが、届出が出されていないため、速やかに届け出るとともに、再発防止に努めること。	
	水道法第13条第1項に基づく給水開始前の届出について、浄水場及び浄水場から最も遠い送水施設についての届出はあったものの、分岐部から供用を開始する受水池までの送水施設について未届けであったため、速やかに届出ること。	
	給水開始前検査	1
	水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、当該の工事を実施したにもかかわらず届出がなされていなかった。 早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は確実に給水開始前検査を実施すること。	
水道施設管理に関すること		2
	水道法第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令、また省令改正に伴う課長通知に基づいて、購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認することとあるが、納入時の確認を怠っていたため、納入時の確認をすること。	
	水道法第5条及び水道法第19条第2項に基づく施設の定期的な点検について、取水塔、水管橋、ポンプ施設等の点検が行われていなかったため、定期的な点検を行うこと。	
衛生管理に関すること		1
	健康診断	1
	水道法施行規則第16条第1項の規定に基づき、定期の健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに実施しなければならないとあるが、過去に実施していなかったため、再発防止に努め、定期に実施すること。	
	衛生上の措置	0

水質検査に関すること	2
<p>水道法施行規則第15条に基づく水質検査回数を減じている箇所について、適切な回数が行われていないため、全項目の検査回数を見直すこと。</p> <p>また、水道法施行規則第15条7項に基づく水質検査計画に記載すべき項目について、記載されていない項目があるため、上記内容を踏まえて、水質検査計画に必要な項目を記載すること。</p>	
水質管理に関すること	0
汚染源の把握	0
クリプトスポリジウム対策	0
危機管理対策に関すること	0
住民対応に関すること	17
<p>水道法施行規則第17条の2の規定により、第1号から第8号に掲げるものについて、水道の需要者が容易に入手することができるような方法で行うものがあるが、広報やホームページ等で確認できなかったため、早急に情報提供すること。</p>	
資源・環境に関すること	0
その他	0